

令和8年10月6日

令和8年台風第25号に伴う災害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和8年台風第25号に伴う災害により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 2団体(2市)

神奈川県 三浦市、横須賀市

2 繰上げ交付額

神奈川県 三浦市 3億1,300万円

横須賀市 14億5,500万円

合 計 17億6,800万円

3 日程

令和8年10月6日(火) 交付決定

令和8年10月7日(水) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 境、土屋、山崎
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)

(別紙)

令和8年台風第25号に伴う災害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

＜千葉県＞

(29市12町1村)

団体名	繰上げ交付額
千葉市	30億6,700万円
銚子市	3億2,200万円
船橋市	3億4,200万円
館山市	3億7,800万円
木更津市	1億8,600万円
松戸市	6億5,300万円
野田市	3億2,800万円
茂原市	3億1,300万円
佐倉市	2億300万円
東金市	2億8,000万円
旭市	6億4,900万円
習志野市	8,500万円
柏市	3億6,900万円
勝浦市	1億9,700万円
八千代市	2,400万円
我孫子市	4億1,800万円
鴨川市	3億3,100万円
鎌ヶ谷市	3億4,800万円
富津市	9,700万円
四街道市	2億9,900万円
八街市	3億4,900万円
白井市	8,500万円
富里市	1億9,800万円
南房総市	7億700万円
匝瑳市	3億5,400万円

団体名	繰上げ交付額
香取市	6億7,300万円
山武市	5億4,200万円
いすみ市	4億4,000万円
大網白里市	2億5,300万円
酒々井町	8,600万円
栄町	1億6,900万円
神崎町	1億円
九十九里町	1億6,900万円
横芝光町	2億3,400万円
睦沢町	1億1,400万円
長生村	1億3,700万円
白子町	1億3,500万円
長柄町	1億300万円
長南町	1億3,300万円
大多喜町	1億4,800万円
御宿町	7,200万円
鋸南町	1億6,500万円
合計	142億5,500万円

＜神奈川県＞

(2市)

団体名	繰上げ交付額
三浦市	3億1,300万円
横須賀市	14億5,500万円
合計	17億6,800万円

(31市12町1村)

交 付 総 額	160億2,300万円
---------	-------------

※9月30日(水)繰上げ交付分：千葉県内42団体(29市12町1村) 142億5,500万円

※10月7日(水)繰上げ交付分：神奈川県内2団体(2市) 17億6,800万円